

～ 特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業 ～

よくある質問Q & A

Ver.1.1

令和5年5月

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

1. 助成対象者について

Q.1-01 分譲住宅の購入者や注文住宅の施主といった個人は助成対象者になりますか。

A.1-01 分譲住宅の購入者や注文住宅の施主等の個人は助成対象者とはなりません。本助成金は特定供給事業者となる見込みの高いハウスメーカー・ビルダーを助成対象者とします。ただし、本助成金の助成対象者は、購入者との売買契約や、施主等との工事請負契約等において、本助成金に相当する額を控除することが助成要件となります。

Q.1-02 太陽光発電システム等の機器のリース等を行う事業者も助成対象者になりますか。

A.1-02 助成対象機器を調達し、設置するハウスメーカーやビルダー（特定供給事業者等）が助成対象者となります。

※実施要綱第4 1「助成対象者」をご確認ください。

Q.1-03 グループ申請を行う場合、リース会社やP P A事業者をグループ申請者に含めることは可能ですか。

A.1-03 本事業の助成対象者はハウスメーカーやビルダー（特定供給事業者等）であり、本助成金のグループ申請とは、年間都内供給延べ面積が合計 5,000 m²未満のハウスメーカー等の住宅供給事業者が複数で単一のグループを構成し、グループで助成金の要件を満たすためのものであることからリース会社やP P A事業者をグループ申請者に含めることは出来ません。

2. 助成対象事業について

Q.2-01 「建築物環境報告書制度を踏まえた事業計画書」とは何ですか。

A.2-01 年間の住宅供給棟数や住宅環境性能の適合状況等を記入する事業計画表（第3号様式）のことを指します。

Q.2-02 事業計画表（第3号様式）「住宅環境性能」の適合・不適合の基準を教えてください。

A.2-02 当該項目の適合・不適合の基準については、「助成金申請の手引」をご確認ください。

Q.2-03 既築住宅へ設置する機器は助成対象となりますか。

A.2-03 既築住宅は助成対象外です。

Q.2-04 非住宅へ設置する機器は助成対象となりますか。

A.2-04 非住宅は助成対象外です。

Q.2-05 リース機器・P P Aにより設置する機器は助成対象となりますか。

A.2-05 助成対象者が調達・設置した機器については、助成対象となります。

Q.2-06 交付決定前に着工している住宅に設置する機器は助成対象となりますか。

A.2-06 交付決定前に着工していた場合であっても、当該住宅の検査済証交付日が公社の定める期間内であるものについては、助成対象となります。（設置完了の定義につきましては、A.3-04に記載しておりますのでご参照ください）。

Q.2-07 新築住宅に中古の機器を設置する場合、助成対象となりますか。

A.2-07 助成対象となりません。助成対象機器は新築住宅及びその敷地に新たに設置されたもので未使用品のものに限りします。

Q.2-08 国や区市町村の行っている補助金との併給は可能ですか。

A.2-08 ご活用を検討している国や区市町村の行っている補助金の規定で併用を認めているのであれば併給可能です。国や区市町村の行っている補助金の規定は各補助金の問い合わせ窓口にてご確認ください。国や区市町村の行っている補助金の交付を受ける場合には、V2H単体の助成(実施要綱第4 4 (5) 二)を除き、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付します。また、V2H 単体の助成において、助成対象経費に国や区市町村からの補助金を充当する場合には、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額を助成金額とします。

3. 助成対象経費について

Q.3-01 どのような機器が助成対象となりますか。

A.3-01 助成対象となるのは、延べ面積2,000㎡未満の新築住宅に、助成対象事業者が調達し、設置する再エネ機器（太陽光発電システム、蓄電池システム、V2H）です。それぞれの機器の要件などの詳細は説明会資料、手引等をご確認ください。

Q.3-02 助成対象機器の維持管理経費(ランニングコスト)についても助成対象になりますか。

A.3-02 助成対象となりません。保守点検等サービス料を明確に分離し、必要最低限のものを助成対象経費としてください。

Q.3-03 分譲住宅の場合については、実績報告までに新築住宅等に助成対象機器を設置完了するだけでなく、住宅購入者への売却が完了している必要がありますか。

A.3-03 売却状況にかかわらず、設置完了している（＝検査済証が交付されている）機器については助成対象となります。なお、売却後に契約等による被交付者の地位承継届出書（第11号様式）を提出していただく必要があります。

Q.3-04 助成対象機器の設置完了の定義を教えてください。

A.3-04 本事業では、当該助成対象機器が設置される住宅における検査済証交付日を助成対象機器の設置完了日とみなします。ただし、V2H と太陽光発電システム、及び電気自動車等（電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車）を併せて導入設置する場合には、当該住宅の検査済証の交付日、または当該電気自動車等の車検証の登録年月日のいずれか遅い日を設置完了日とみなします。

Q.3-05 太陽光発電システムについて、助成金対象経費となる項目について教えてください。

A.3-05 太陽光発電システムの助成対象経費となる項目は、太陽電池モジュール、付帯機器（架台、パワーコンディショナ、保護装置・昇圧ユニット、接続箱、直流開閉器、交流開閉器、電力モニター、余剰電力販売用電力計等）です。HEMS などのエネルギーマネジメント機器は対象外となりますのでご注意ください。

Q.3-06 V2H と併せて太陽光発電システム及び電気自動車等を導入する際の電気自動車等は中古車でも問題はないですか。

A.3-06 本事業では、新車・中古車の限定はしていません。なお、併せて導入する場合は、検査済証の交付日と新たに導入する電気自動車等の登録年月日の差が 180 日以内である必要があります。

4. 交付申請について

Q.4-01 交付の決定は、先着順ですか。それとも事業の内容により選定された事業が優先されるのでしょうか。

A.4-01 先着順に交付申請を受理し、順次審査を行った上で交付決定をします。

Q.4-02 助成対象機器を設置する住宅ごとに申請する必要がありますか。

A.4-02 事業者単位の申請に対して一括で助成します。ただし、実績報告については原則、検査済証単位（一棟単位）で助成機器、助成対象経費等の書類の作成、エビデンスの提出いただき、ご報告頂きますようお願い致します。

なお、助成金額の確定についても一括としますが、検査済証単位（一棟単位）の書類等で不備があり、是正されない場合には、その分を除いた金額で助成金額の確定をする可能性もありますのでご注意ください。

Q.4-03 「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」又は「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の助成金交付申請を行う予定ですが、併せて「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業」の申請もできますか。

A.4-03 同一の機器について、都又は公社から交付される他の助成金との重複受給は出来ません。

Q.4-04 第3号様式の事業計画表の根拠資料とはどのような書類ですか。

A.4-04 事業計画表の根拠資料については、建築予定の棟数、設置予定の再エネ機器の数、見込金額などが記載された会社全体の販売計画が記載されている対外発表資料や社内資料（交付申請する日が属する年度の当初に計画した資料など）と、全体の販売計画の中から、本助成金を活用する住宅を選定した理由も記載してご提示ください。3月決算期以外の事業者が申請する場合には、根拠資料として、交付申請を行う年度の3月末までの事業計画の策定をお願い致します。

5. 助成金額について

Q.5-01 当事業は概算払いを請求することはできますか。

A.5-01 当事業は実績報告後の一括払いであり、概算払いは行いません。

Q.5-02 交付申請額と実績報告額に乖離が出て問題ないですか。

A.5-02 申請者の過年度の2,000㎡未満の新築住宅の着工実績、再エネ機器の設置状況を基に、実現性の高い交付申請額を算出してください。なお、交付申請額と実績報告額に乖離があり、かつ公社が必要と判断した場合においては、「助成対象事業計画未達成理由書」や関連資料等の提出を求めることがあります。予めご了承ください。また、実際に交付される助成金額については、交付決定額を上限としますので、当該決定額を超えた金額の交付は認められません。併せてご了承ください。

Q.5-03 公社から送付された助成金交付決定通知書に記載された助成金交付決定額は、実際の交付額と同額という認識でよいですか。

A.5-03 交付額は、実績報告の内容を基に確定されます。そのため、公社から送付された助成金交付決定通知書に記載された助成金交付決定額は、実際の交付額と異なる場合があります。予めご了承ください。

6. 実績報告について

Q.6-01 実績報告の第1回、第2回の締切を過ぎたものは、助成金を受けることができないのでしょうか。

A.6-01 原則として、各回の締切までにご報告いただきます。なお、最終締切日以降は受付でなくなりますので、報告に漏れがないかなどよくご確認のうえ、ご提出ください。なお、実績報告の期日は手引をご確認ください。

Q.6-02 集合住宅等で1棟に対し、複数戸があり、戸別に蓄電池等を設置した場合も棟ごとにまとめて実績報告を提出すればよいですか。

A.6-02 戸別に設置機器がある場合は、戸別に実績報告書類を作成いただきます。

7. その他

Q.7-01 当事業は「環境性能向上支援事業」の助成金と同様に、申請に先立ち事前相談を行うことが必要なのでしょうか。

A.7-01 事前相談は必須ではありませんが、申請に当たって不明な点がある場合、特殊なスキームにて本助成金の活用を検討される事業者においては事前相談又はメールでのお問合せをして頂くことを推奨しております。

Q.7-02 注文住宅で工事請負による引渡しや、分譲住宅の販売により助成対象機器の所有者が移転する場合はどのような手続きが必要となるのでしょうか。

A.7-02 この基金の原資は東京都の税金であるため、厳格な運用が求められます。本助成金の交付に係る義務についても所有者へ承継されることとなります。当該助成機器については事業者様にて販売を前提としていることから、実績報告時に所有者が確定しているもの（注文住宅や賃貸用マンションなどに設置された機器）は実績報告と同時に、所有者が確定していないもの（分譲住宅などに設置された機器）は実績報告から1年後までに契約等による被交付者の地位承継届出書（第11号様式）にて、原因契約の写し等必要書類を添付の上ご提出ください。

Q.7-03 助成対象機器のメーカー等や施工業者など調達（仕入れ）に係る協力会社等は東京都内の会社や個人事業主等を選ばなければいけませんか。

A.7-03 助成対象機器を設置する住宅は東京都内である必要がありますが、申請者の調達先（仕入れ先）については都外でも構いません。

以上